

事業コード	09010102		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	廃棄物3R・適正処理推進事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	調整・循環型社会推進班	(tel) 1622	担当課長名	高橋 正嘉	担当者名	眞柄 幸治

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>我が国では、従来の環境への負荷が大きい経済社会活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組が求められている。国は平成30年に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、「持続可能な社会づくり」に向けた方針を示して各種取組を進めていることから、これを受けて令和3年3月に本県においても「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた各種施策を計画的に実施している。</p>		<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>循環型社会の形成のためには、県民や市町村、民間事業者などが主体となって廃棄物を減らすなどの取組を実践することが重要となる。このため、県が3Rに関する情報や実践方法の普及啓発や広報に努めるとともに、不法投棄や不適正処理の監視活動を行うことなどにより、各主体が廃棄物の3Rや適正な処理に関し、正確な知識と明確な意識を持って自発的に取り組んでいくような社会を目指す。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>本県では県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばいであり、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にある。このような課題を解決し、循環型社会を実現するためには、県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村などすべての主体が、共通の認識の下に、相互に連携・協力しながら取り組まなければならないことから、効果的な事業を実施していくことが求められている。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 県民、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者等</p> <p>達成のための手段</p> <p>(1)県民、事業者、行政による不法投棄未然防止活動や環境監視員による不法投棄対策の実施(2)廃棄物の3R推進に資する県民向け各種広報・啓発活動の実施(3)産業廃棄物処理業者を対象とした適正処理に係る支援(4)産業廃棄物排出事業者の適正処理を支援する処理業者検索システムの運用(5)災害廃棄物処理体制の整備</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R03年10月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>秋田県総合政策審議会ふるさと定着回帰部会提言書において、「地球温暖化が自分たちの生活に密接に関わっていることを啓発すること」など、脱炭素の実現に向けて提言されているほか、SDGsの考え方の広がりやプラスチック資源循環促進法の施行など、循環型社会の形成に向けた機運も高まっている。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばいであること、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にあることから、引き続き、県民や事業者に対して、より分かりやすく、かつ県民等の具体的実践につながるような啓発活動を実施する。また、近年国際的にも問題となっているプラスチックごみについて、環境と経済が好循環する仕組みの構築に向けた県内の実態を調査する。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>環境監視員による不当投棄監視の実施や不法投棄未然防止啓発活動を展開したほか、産業廃棄物関連の各種システムの保守及び電子マニフェストの普及推進等により産業廃棄物の適正処理を推進・支援した。また、新聞広告によって3Rに係る普及啓発を行うとともに、プラスチック資源の循環を推進するため、本県における廃プラスチックの3Rの実態等を調査した。</p>	

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	不法投棄未然防止啓発活動事業	官民が一体となった不法投棄ごみ撤去活動により、現状をアピールし未然防止を図る。排出事業者向け講習会を開催し、普及啓発及び適正な処理等指導のための人材育成を行う。	5,860	176	7,522	7,522	7,522	7,522	
02	産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費	県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者に係る許可業務及び情報検索等を迅速かつ円滑に行う目的で運用している情報システムを保守管理する。	3,155	2,677	5,062	5,062	5,062	5,062	
03	産業廃棄物適正処理業務システム改修事業	産業廃棄物処理業者管理のための業者管理システム、排出事業者の情報検索のための業者検索システム、県外産業廃棄物搬入等事務の情報システムの機能強化・改修を実施する。							
04	産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金	産業廃棄物処理業者等の意識・技術の向上を図り、産業廃棄物の適正処理、減量化及びリサイクル等の推進に資する研修や広報啓発事業を行う県内の業界団体を支援する。	2,201	2,173	2,500	2,500	2,500	2,500	
05	産業廃棄物実態調査フォローアップ事業	秋田県循環型社会形成推進基本計画に掲げる指標の進捗状況を把握することで、計画目標の達成に向けた進捗管理を適切に行うため、県内の産業廃棄物の処理状況等を調査する。		5,148	5,544	5,544	5,544	5,544	
-	-	その他合計	35,785	34,360	26,646	26,646	26,646	26,646	
財源内訳			47,001	44,535	47,274	47,274	47,274	47,274	
国庫補助金									
県債									
その他の			9,110	17,969	13,274	13,274			
産業廃棄物対策基金									
一般財源			37,891	26,566	34,000	34,000	47,274	47,274	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	産業廃棄物最終処分量							指標の種類	
	指標式	県内の産業廃棄物最終処分場で最終処分した産業廃棄物量(単位:t)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	295,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	0		
	実績b	357,000	0	0	0	0	0	0		
	a/b	82.6%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況 全国: 9 1 5 万トン(令和元年度)										
データ等の出典 産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和元年度速報値 概要版)										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 09月 翌々年度 月										
指標	指標名	一般廃棄物最終処分量							指標の種類	
	指標式	市町村が行うごみ処理事業により最終処分された一般廃棄物の量(単位:t)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	33,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	0		
	実績b	32,000	0	0	0	0	0	0		
	a/b	103.1%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況 全国: 3 6 4 万トン(令和2年度)										
データ等の出典 一般廃棄物処理事業実態調査(令和2年度実績)										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 03月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c							A B C	
	理由	県民1人1日当たりのごみ排出量や一般廃棄物の最終処分量が横ばいに推移していることから、3Rの推進に向けた取組を引き続き実施する必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	カーボンニュートラルやSDGs、プラスチック資源循環促進法の施行など、3Rをはじめとした循環型社会の形成に向けた社会的機運も高まっているため。								
観 点	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c							C	
	理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
理由	廃棄物処理法において、都道府県は市町村が一般廃棄物の減量化や適正な処理等に関する責務を十分に果たすことができるよう技術的な助言に努めること、また、県内における産業廃棄物の状況を把握し適正な処理が行われるよう必要な措置を講じることとされているため。									

1次評価			評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	指標となる廃棄物最終処分量は、昨年度の実績値の公表が年度末となることから、中間評価時点では不明であり、適用不可となる。なお、最新の一般廃棄物の最終処分量は目標を達成していることから、事業の有効性はありと判断される。		B
			C
効 率 性 の 観 点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 【令和2年度の効果】 / 【令和3年度の決算額】 = (指標) 【令和3年度の効果】 / 【令和2年度の決算額】 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		B
	3 Rの普及啓発活動(広告)においては、地元新聞との共同企画とすることで、県単独での広告に比べ40%程度のコスト削減を図った。		C
総 合 評 価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	県民1人1日当たりのごみ排出量や産業廃棄物の最終処分量が近年横ばいとなっており、全国平均を上回っていることから、引き続き県民や事業者に対して、より分かりやすく、かつ県民等の具体的な実践につながるような啓発活動を実施する。また、循環型社会の形成、ひいては脱炭素社会の実現を目指し、事業者や市町村等を連携しながら、地域特性に応じた環境と経済が好循環する3Rの仕組みづくりを進める。	
	2次評価		
総 合 評 価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見			

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	PCB廃棄物掘り起こし調査進捗率(%)							指標の種類	
	指標式	~H30:調査済件数/電気工作物設置者数(6,501事業者) R04:調査済件数/事業用建物(22,950件)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	80	100	100	0	0	0	0		
	実績b	69	100	0	0	0	0	0		
	b/a	86.3%	100%	0%						
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境整備課調べ										
把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a/b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	調査受託者に対する効率的な調査の実施を指導するとともに、管理者等に対する指導又は助言により県の代執行件数を最小限としている。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	PCB特措法における処分期間の終了に向け、事業用建物所有者を対象とした調査を継続するとともに、必要に応じ行政処分等を実施し、PCB廃棄物の期間内処理の完了を目指す。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c 理由 PCB廃棄物の処分期間である令和3年度末(トランス等)、令和4年度末(安定器等)を見据え、計画的に調査を実施している。	A
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 理由 処分期間の終了が迫る中、機器所有者が自らPCB使用機器の所有の有無を把握しなければならない。また、管理者等が存在しないPCB廃棄物等が把握されており、住民ニーズは高い。	B
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 理由 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	C
	理由 PCB特措法では、「県は、県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」とされている。	
政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	処理場の放流処理水の水質基準適合率							指標の種類	
	指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	0	0	100	
	実績b	99	99	0	0	0	0	0		
	b / a	99%	99%	0%	0%	0%				
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 委託事業実績報告書										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和03年度の効果 / 令和03年度の決算額 〕 / 〔 令和02年度の効果 / 令和02年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 設備機器類の効率的な運転などによりコストの縮減に努めている。	C
効率性の観点	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	指定管理者に対し、経費削減及び効率的な維持管理を指導しながら、県として適正な維持管理を行い、引き続き産業廃棄物の適正処理と処分場周辺の環境保全に努めていく。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	施設整備進捗率 (%)							指標の種類	
	指標式	~R2: D区 期処分場整備進捗率 (%) R3R6: D区 期処分場覆土工事進捗率 (%)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	30	60	90	100	0	0	100	
	実績b	100	40	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	133.3%	0%	0%	0%				
	東北及び全国の状況 なし									
	データ等の出典 環境整備課調べ									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和03年度の効果 / 令和02年度の効果〕 = (指標) 〔令和03年度の決算額 / 令和02年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	産業廃棄物最終処分場の整備事業であり、災害等に耐えうる質の高い施設の整備が必要であることから、コスト縮減は見えにくい。ただし、施設整備の内容に合わせた資材等の市場調査、業者選定を行うなど、コスト縮減に努めている。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進する施設として、搬入量に応じた埋立の進行管理や維持管理を行うとともに、関連工事を確実に進めることで、安全で信頼性の高い公共関与の産業廃棄物最終処分場を供用する。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c	
	理由	リサイクルが困難な産業廃棄物の適正処理に対応しており、産業廃棄物の埋立処分は必要不可欠である。
	理由	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 県内の中小事業者からの搬入実績があるほか、民間の最終処分場の新規設置に時間が掛かる状況にあり、当最終処分場に対するニーズは高い。また、周辺住民の代表者等で構成する環境保全センター連絡協議会からは周辺環境への影響が少ない安全な施設整備をするよう要望を受けており、環境配慮の面からのニーズも高い。
	理由	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの
理由	条例に基づき県が設置している施設であり、県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、適正処理に寄与している。	政策評価委員会意見

(様式4) 継続事業中間評価調査 (令和04 年度実施事業) (事前評価 年)

評価確定日(令和04 年 04 月 13 日)

事業コード	09010101		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	適正処理推進班	(tel) 1625	担当課長名	高橋正嘉	担当者名	桜庭恭司

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>能代産業廃棄物処理センターは、能代市浅内地区内において昭和55年から約18万㎡の敷地に最終処分場及び中間処理施設(廃油等の焼却施設)を設置し事業を営んでいたが、昭和62年頃から敷地外で発ガン性の疑いがあるVOC(揮発性有機化合物)を含む汚水の滲出等が見られ、大きな環境問題となった。その後、平成10年12月に未処理の廃棄物や汚水を場内に大量に保有したまま事業者が破産したため、県が事業者に代わって地域の環境保全対策を行う必要があった。</p>		<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>当該処分場からの汚染拡大防止、汚水処理等の維持管理を着実に実施することにより、処分場周辺の環境を保全し、地域住民の不安を解消する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成17年1月に産廃特措法の適用を受け、国の支援を受けながら継続して環境保全対策を実施してきた。平成25年3月には、平成25年度から34年度(令和4年度)を計画期間とする変更実施計画について環境大臣の同意を得たことから、引き続き国の支援を受けて対策を実施していくこととしている。現在のところ、処分場周辺での新たな環境保全上の支障の発生は見られないものの、処分場内外の水質が安定化するまでの間、汚水処理等の維持管理を続けていく必要がある。平成21年度にVOCの一つである1,4-ジオキサンが、地下水環境基準に追加されたことから、処分場内外から検出されている当該物質の対策を早急に講ずる必要がある。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 能代産業廃棄物処理センター周辺の住民等</p> <p>達成のための手段</p> <p>産廃特措法の「実施計画」に基づく環境保全対策(処分場内外の汚水等の処理など、処分場の適切な維持管理、周辺の地下水や公共用水域、場内の滲出水、地下水等の水質調査)の実施。地元住民、能代市、県による環境保全対策の協議。学識経験者等の専門家による環境保全対策の検討。</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R01年 10月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>「県には処分場周辺の環境保全対策を継続実施してもらいたい」、「No. 2処分場に残存している油状物質入りのドラム缶を掘削撤去してもらいたい」などといった要望がよせられており、昨年度から大きな変化はない。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果)環境保全対策に関する「実施計画」に基づき、「産廃特措法」の適用による国の財政支援を受けた環境保全対策を実施していく。なお、事業の実施にあたっては、環境対策協議会の開催により地元住民の意見を把握し、汚水処理等の維持管理対策や環境保全対策工事を着実に行うとともに、地下水の水質等の状況を把握する。また、環境保全対策に係る経費を増加させることなく、より効率的な手法に変更するなど、コスト削減と対策効果の確保を図る。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>「実施計画」に基づき、汚水の浄化処理や地下水等の水質監視など、適切な維持管理を行っている。「環境対策協議会」を開催し、地元住民意見を把握するほか、協議を続けている。業務の委託等に際しては競争入札を取り入れるなど、コスト削減に努めた。</p>	

6. 事業の全体計画及び財源

事業内訳		左の説明	単位(千円)						
順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	環境保全対策部会運営費	遮水壁の有効性の調査研究その他環境保全対策に関する検討を行うため、学識経験者で構成する委員会を設置・運営する。	148	303	303	303	303	303	
02	環境対策協議会運営費	能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策について、地元住民、能代市、秋田県が一体となって協議するため、環境対策協議会を運営する。	171	171	171	171	171	171	
03	特定支障除去等事業費	産廃特措法の「実施計画」に基づく生活環境保全上の支障の除去等の事業などを実施する。	172,262	162,280	162,237	136,900	144,400	131,400	
財源内訳		左の説明	172,581	162,754	162,711	137,374	144,874	131,874	
国庫補助金		産業廃棄物特定支障除去等事業推進補助金	38,379	39,632	46,193				
県債		地方特例債、行政改革推進債	57,500	59,400	69,200				
その他		産業廃棄物特定支障除去等事業出入金							
一般財源			76,702	63,722	47,318	137,374	144,874	131,874	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	公共下水道放流処理水の水質基準適合率							指標の種類	
	指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	0
	b / a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境整備課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										

指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価										評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c								
	理由	本事業の実施により、処分場周辺の地下水や沢水の水質について改善が認められ、環境の汚染が防止されていることから、妥当と判断される。								A
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								B
	理由	県が適切に処分場の維持管理を行うことが求められており、本事業に対しては一定の評価を得ている。なお、環境保全対策を進めるに当たっては、地域との信頼関係が重要であることから、地元住民の理解が得られるよう、毎年、事業の説明や協議を行っている。								C
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c								
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
	事業者の破産等により、周辺環境の汚染対策や処分場の維持管理ができない状態になったことから、県が廃棄物処理法に基づく行政代執行により処分場の維持管理等の環境保全対策を実施しているため、県の関与は妥当である。									

1次評価				評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可			A B C
	a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満			
	【評価への適用不可又はcの場合の理由】			
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可			A B C
	a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9			
	$\left[\frac{\text{令和03年度の効果}}{\text{令和03年度の決算額}} \right] / \left[\frac{\text{令和02年度の効果}}{\text{令和02年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$			
	【評価への適用不可又はcの場合の理由】			
2 コスト縮減のための取組状況				C
a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない				
【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】				
処分場の維持管理については、電気代、薬品代の縮減に努めているほか、業務委託の際には競争入札を取り入れるなど、コスト縮減に努めている。				
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了		処分場周辺地下水等の早期改善や安定化に向け、より効率的、効果的な手法を検討しながら、今後も継続して汚水処理等の環境保全対策を実施する必要がある。	

2次評価			
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C			
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了		(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見			

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	産業廃棄物焼却処理施設のダイオキシン類排出基準検査実施件数						指標の種類		
	指標式	排出基準検査実施件数						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	8	8	0	0	0	0		
	実績b	0	8	0	0	0	0	0		
	b/a		100%	0%						
	東北及び全国の状況 把握できない									
	データ等の出典	ダイオキシン類排出基準検査結果								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標	指標名	産業廃棄物焼却処理施設の水銀排出基準検査実施件数						指標の種類		
	指標式	排出基準検査実施件数						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	3	2	0	0	0	0		
	実績b	0	3	0	0	0	0	0		
	b/a		100%	0%						
	東北及び全国の状況 把握できない									
	データ等の出典	水銀排出基準検査結果								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c								
	理由	県民の安全・安心な生活環境の確保には、主たる発生源である産業廃棄物焼却処理施設に対する排出基準検査や保守管理状況の確認のほか、建築物解体等工事現場の監視指導を継続して実施していく必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c						A		
	理由	令和3年度のダイオキシン類排出基準検査の結果において基準超過する施設が確認されたことや、アスベストに関する県民等からの問い合わせがあることから、住民ニーズには変化はない。								
	関係の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c						B		
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
理由	ダイオキシン類対策特別措置法第34条、大気汚染防止法第26条に基づく立入検査の一環として実施するため、県が実施する必要がある。									

1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
			B
			C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果〕 / 〔令和2年度の効果〕 = (指標) 〔令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		B
	排出基準検査は民間への委託により実施しているが、委託費において人件費の割合が高いためコスト縮減効果が反映されにくい。委託事業費以外の事務経費については、各地域振興局福祉環境部等と連携し、削減を図っている。		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	令和3年度は、産業廃棄物焼却処理施設に対して、ダイオキシン類や水銀の排出基準検査を実施することにより、施設の適切な管理の指導につなげることができた。また、建築物解体等工事現場の立入調査により、アスベストの飛散防止対策や適正処理を指導することで、県民の安全・安心な生活環境の確保に繋げることができた。	
	2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	食品の放射性物質濃度基準達成率(%)							指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標	指標名	水道水の放射性物質濃度基準達成率(%)							指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和02年度の効果〕 = (指標) 〔令和03年度の決算額 / 令和02年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	経済性を計ることは困難であるが、放射能に対する県民の不安を取り除き、安全・安心を確保するため、事業を継続する必要がある。
	2次評価	
観点	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	田沢湖湖心のpH年間平均値							指標の種類	
	指標式	田沢湖湖心のpH年間平均値 (pHは水素イオン濃度に変換して計算)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	6	6	6	6	6	6	0	6.0	
	実績b	5.3	0	0	0	0	0	0	0	
	b/a	88.3%	0%	0%	0%	0%	0%			
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										

指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価										評価結果
観 点	課題に照らした妥当性 a b c									A B C
	理由	田沢湖の水質改善に向けては、玉川酸性水の中和処理の徹底と知見の蓄積等が必要である。								
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c									
	理由	仙北市から田沢湖の再生に係る要望があるほか、県民からも田沢湖の水質改善を期待する声がある。								
	関係与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) a b c	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
理由	国と県が締結した玉川酸性水に係る協定に基づき、玉川酸性水の中和処理を継続し、田沢湖でpH6を確保する。									

1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	令和3年度実績が未確定であるため。また、協定に基づく中和処理を行わない場合は、現状よりも達成率が悪化することが想定され、更なる水質改善に向けて知見の蓄積等が必要であるため。		B C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 【令和3年度の効果】 / 【令和02年度の効果】 = (指標) 【令和03年度の決算額】 / 【令和02年度の決算額】 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		B C
	玉川酸性水の中和処理や水質調査等に係る経費については、毎年度見直ししてコスト縮減に取り組んでいるものの、玉川源泉の酸度が高めで推移していることや労務単価の上昇等により、全体的なコストの縮減はこれ以上困難な状況にある。		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	令和3年度は、玉川酸性水の中和処理や水質調査を国と連携して行うとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。今後も、引き続き関係機関との意見交換を実施し、施策目標の達成に向け、協働した取組の推進を図る。	

2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	09010201		政策コード	09	政策名	自然環境					
事業名	八郎湖「わがみずうみ」創生事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全					
			指標コード	02	施策目標(指標)名	八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進					
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課八郎湖環境対策室	班名	企画・計画推進班	(tel)	1631	担当課長名	石井公人	担当者名	大野進一

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>八郎湖では、干拓工事が完了した後、富栄養化による水質汚濁が進行し、県として取組が可能などから水質保全対策を進めていたが、毎年、アオコの発生が見られることもあり、水道水や漁獲された魚の異臭味問題が生じることに加え、全国湖沼水質ランキングでワースト上位に位置する状況であった。このため、平成15年度～17年度に実施した「八郎湖水質浄化シミュレーション事業」の結果を踏まえ、流域9市町村や地域住民等と一体となった総合的な水質保全対策を講じる必要があった。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>水質汚濁や富栄養化の指標となっているCOD、窒素及びリンの濃度を引き下げ、アオコの発生を抑制し、住民生活への被害や、八郎湖における利水や親水域としての利用に支障が生じないようにする。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成19年度に全国11番目となる「指定湖沼」の指定を受け、20年3月に第1期湖沼水質保全計画を、26年3月に第2期、令和2年3月に第3期計画を策定し、同計画に基づきながら水質保全対策を進めてきた。その間、平成24年度はアオコの異常発生等によりCOD(化学的酸素要求量)年間平均値が上昇し、全国ワースト4位となったものの、その後の水質は概ね横ばいで推移し、アオコの異常発生も起きていない。しかしながら、依然として水質環境基準を達成しておらず、今後も継続的に水質保全対策を推進する必要がある。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 八郎湖流域の住民、市町村、事業者など</p> <p>達成のための手段</p> <p>八郎湖への負荷を抑制する発生源対策や、湖内浄化対策としての高濃度酸素水の供給、アオコ対策など、総合的な水質保全対策を推進していく。また、GNSS直進アシスト田植え機を活用した農地からの負荷抑制対策など、新たな技術を活用した効果的な対策も合わせて検討していく。</p>
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R02年 05月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に 県議会、市町村、市町村議会、住民からの要望)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>県と流域市町村で構成されている「八郎湖水質対策連絡協議会」において、市町村長から水質改善に向けた取組の強化を要望されているほか、第3期計画策定に係る住民との意見交換会等の場では、効果的な水質保全対策の推進など、様々な意見が出されており、昨年度から大きな変化はない。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 夏季に降雨が少なく晴天が続いたにもかかわらず、湖心のCOD75%値の目標を達成する見込みであるなど、水質保全の取組が一定の成果をもたらしているものの、依然として「改善」には至っていないため、第3期湖沼水質保全計画(令和元年度策定)に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>湖沼水質保全計画の目標を達成できるよう、発生源対策やアオコ対策などを継続実施するとともに、汚濁負荷削減対策として中央幹線排水路の濁水対策を実施するなど、八郎湖の再生に向けて各種水質保全対策を実施した。</p>

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	発生源対策事業	工場・事業場排水の監視指導	888	212	212	212	212	212	212
02	湖内浄化対策事業	西部承水路の流動化促進、湖辺植生回復環境整備	14,042	12,478	22,127	22,127	22,127	22,127	22,127
03	アオコ対策事業	アオコ監視カメラによる監視体制の強化、シルトフェンスによるアオコ遡上防止	11,886	7,637	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062
04	調査研究等推進事業	水質環境基準等調査、八郎湖研究会による調査研究等の推進	6,251	6,715	12,768	12,768	12,768	12,768	12,768
05	湖沼水質保全計画推進事業	地域住民等との協働活動等の推進、計画の進行管理等	4,840	3,606	4,421	4,421	4,421	4,421	4,421
08	農地排水負荷削減対策事業	水田からの排水負荷抑制対策、方上地区自然浄化施設の活用、中央幹線排水路の濁水処理実証試験	10,389	9,610	12,921	12,921	12,921	12,921	12,921
財源内訳			48,297	40,258	62,511	62,511	62,511	62,511	62,511
国庫補助金									
県債									
その他の			7,851	11,612	24,335	24,335	24,335	24,335	24,335
一般財源			40,446	28,646	38,176	38,176	38,176	38,176	38,176

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標	指標名	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値							指標の種類
	指標式	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	0	0	7.1
	実績b	6.7	8.1	0	0	0	0	0	
	a / b	109%	88.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況なし									
データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月									
指標	指標名	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値							指標の種類
	指標式	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	8.8	8.5	8.3	8	7.8	0	0	7.8
	実績b	9.1	9.5	0	0	0	0	0	
	a / b	96.7%	89.5%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況なし									
データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
1次評価									評価結果
観 点	課題に照らした妥当性	a b c							A B C
	理由	八郎湖の水質改善に向けて、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度作成）に基づき、県・市町村、関係団体が連携し、継続的に取り組んで行く必要があるため。							
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c							
	理由	八郎湖の水質は第1期計画期間より改善しているものの、流入河川ではアオコ発生による悪臭被害は依然として見られており、水質改善・アオコ抑制に対する住民ニーズは増大している。							
観 点	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c							C
	理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの							
観 点	理由	八郎湖は「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼であるため、県が策定した湖沼水質保全計画による対策を推進する必要がある。							

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和02年度の効果 / 令和03年度の決算額 〕 / 〔 令和03年度の決算額 / 令和02年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 各種水質調査の頻度や調査地点数、調査項目等を前年度より減らすなど、コスト縮減に取り組んでいるが、全体の予算額と比較すると効果の発現は小さい。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	夏季の降雨が少なく、気温も高い状況が続いたことから、湖心のCOD75%値の目標を達成できない見込みであるが、アオコの発生は低いレベルに抑えられており、水質保全の取組は一定の成果をもたらしている。依然として「改善」には至っていないため、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度策定）に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	狩猟免許受験者申込者数							指標の種類	
	指標式	受験申込者数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	80	80	80	80	80	80	80	80	
	実績b	132	161	0	0	0	0	0	0	
	b/a	165%	201.3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	東北及び全国の状況 減少傾向にある									
	データ等の出典	自然保護課								
	把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名	野生鳥獣保護管理対策検討委員会への報告・検討							指標の種類	
	指標式	検討委員会開催数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	1	1	1	1	1	1	1	1	
	実績b	2	3	0	0	0	0	0	0	
	b/a	200%	300%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	東北及び全国の状況 都道府県により異なり単純比較はできない									
	データ等の出典	自然保護課								
	把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c							A B C	
	理由	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理を進めていくため、特定鳥獣管理計画を策定し生息調査や捕獲圧強化などの対策を進めている。また、新たにカワウに関する特定鳥獣管理計画を策定し、関係者と連携しながら対策を進めていくこととしている。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	対象鳥獣による農林水産業被害は増加傾向にあり、被害軽減のための野生鳥獣管理のニーズは高まっている。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c								
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの							C		
	本事業で対象としている野生鳥獣は県内全域に生息しており、広域的な鳥獣管理は県が行うべきものである。なお、ニホンジカ・イノシシ対策の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施主体は原則として都道府県となっている。									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和03年度の効果 / 令和03年度の決算額 〕 / 〔 令和02年度の効果 / 令和02年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 本事業はニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の管理を通して農林水産業の被害低減を図るものであり、コスト縮減と事業成果の関連は明確ではないが、県林業研究研修センターや国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所と共同で事業実施するなどコスト低減に取り組んでいる。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	本県では中山間地における過疎や高齢化、耕作放棄地の増加などの社会的環境が大きく変化しており、こうした地域における農林水産業被害の低減と野生鳥獣の適正管理を図っていくためには、継続した取組が求められている。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	クマによる人身被害者数(人)							指標の種類	
	指標式	県内におけるクマによる人身被害者数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	9	12	0	0	0	0	0		
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典	自然保護課調べ								
	把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c							A	
	理由	人間の活動領域の縮小やクマの生息域の拡大に伴い、人里周辺での人身被害や集落・市街地での出没が多発していることから、本事業によるクマの管理対策は妥当である。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	クマに関する出前講座の要望が多く、地域住民などのニーズは多い。								
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c								
観点	法令・条例上の義務	内部管理事務 県でなければ実施できないもの							C	
	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
	理由	ツキノワグマをはじめとした野生鳥獣による被害は県全域で発生しており、広域的な観点からの県民の安全安心を確保するための事業としては、県が主体的に実施する必要がある。								

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	目標値が事故件数0であり達成率は算出できない。また、ツキノワグマの生息域が拡大しているほか、人間によるツキノワグマの生息地への入山を完全に禁止することはできないため、事故を永続的になくすことは困難である。	B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和02年度の効果〕 / 〔令和03年度の決算額〕 = (指標) 〔令和03年度の効果〕 / 〔令和02年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	本事業はツキノワグマによる被害防止等を図るものであり、コスト縮減の取組と事業成果との関連は明確ではないが、新技術については効果検証を行いながら事業の見直しなどを行っている。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	本県では中山間地における過疎や高齢化、耕作放棄地の増加などの社会的環境が大きく変化しているほか、生息域の拡大により人里周辺でのクマ出没も増えており、ツキノワグマの適正な管理や市街地出没時の対応を進めていくためには継続した取組が必要である。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)
	政策評価委員会意見	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	素波里園地利用者数						指標の種類		
	指標式	素波里園地利用者数						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	2,800	3,100	3,400	3,700	4,000	0	0		
	実績b	2,664	7,386	0	0	0	0	0		
	b/a	95.1%	238.3%	0%	0%	0%				
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典	指定管理報告書								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月									
指標	指標名	奥森吉青少年野外活動基地利用者数						指標の種類		
	指標式	奥森吉青少年野外活動基地利用者数（キャンプ場利用者を含む）						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	0	0		
	実績b	1,302	1,590	0	0	0	0	0		
	b/a	65.1%	75.7%	0%	0%	0%				
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典	指定管理報告書								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価										
観 点	課題に照らした妥当性	a b c						評価結果		
	理由	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてワーケーション利用者呼び込むためには、利用施設の改修やワークスペースの設置等による受入環境の整備が必要である。また、整備した受入施設についての情報発信を行う必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c						A		
	理由	リモートワークの需要拡大の機会を捉え、誘客や交流人口の増加を図り、人口減少に対応する必要がある。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c						B		
観 点	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの	a b c						C		
	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
	理由	国定公園や県立自然公園等の県が管理する施設を利用するものであり、県が実施する必要がある。								

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 令和2年度の実績は、当該年度末にかけてリニューアルを実施し、令和3年度から供用開始したものであるため、事業の成果を反映したものではない。令和3年度の実績は、前年度から増加しており、このことから新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から脱しつつあると判断できるものの、感染拡大前の状況までに回復しきれていない。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 事業の実施にあたっては、動画の公開に県のウェブサーバーを使用するなど、効率性を高める取組を取り入れている。	B C
	総合評価 A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 本事業は令和2年10月から開始され、ウィズ・アフターコロナ時代への対応としての自然公園や自然ふれあい施設におけるワーケーション環境の整備を進めてきている。整備後の施設については令和3年度から利用を開始しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が未だ残っている中、昨今のワーケーション推進の機運の高まりを受け、利用者は着実に増加している。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	